

Made in 新潟 新商品調達制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県の随意契約による商品調達において、新商品の生産又は提供により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定し、新商品の調達機会の拡大を図ることにより、事業者の販路開拓を支援し、もって本県産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）をいう。

2 この要綱において「地域中核企業」とは、地域におけるサプライチェーンの中核として、県内に協力企業を多く抱える企業をいう。

3 この要綱において「商品」とは、物品（ただし、医薬品を除く。）又は役務とする。

4 この要綱において「新商品」とは、第6条第1号から同条第4号までのいずれにも適合する商品とする。

5 この要綱において「調達」とは、物品を買い入れ若しくは借り入れること及び役務の提供を受けることをいう。

6 この要綱において「認定申請者」とは、第5条に規定する認定を受けるために申請する事業者をいう。

(認定申請者の要件)

第3条 認定申請者は、県内に事業所を有する中小企業者、地域中核企業又は知事が適当と認める者であって、次に掲げる物品を県内で生産する者又は役務を県内で提供する者とする。

(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する商品

(2) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）による改正前の中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する商品

(3) 新潟県又は公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の補助金又は融資制度等を活用するなど、新潟県又は機構の支援を受けている商品

(4) 国又は県内市町村の補助金又は融資制度等を活用するなど、国又は県内市町村の支援を受けている商品

(5) 新潟県が設置している試験研究機関又は一般財団法人新潟県建設技術センターが関与し、開発又は事業化した商品

(6) 上記以外の公的機関が関与し、開発又は事業化した商品

(7) 県内に本店を置く企業が取得した特許権又は意匠権に基づいて開発又は事業化した商品

(8) 地域中核企業にあつては、第1号乃至第7号のいずれかに該当することに加え、

原材料・部材等の調達、加工外注等、県内企業5社以上に発注することにより生産又は提供する商品

(認定申請)

第4条 認定申請者は、新商品の生産又は提供による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認定申請書（様式第1）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 新商品の生産又は提供による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（様式第2）
- (2) 直近2営業期間の決算書の写し
- (3) 新商品の概要に関する資料
- (4) その他知事が必要と認める資料

(認定)

第5条 知事は別に定める新商品認定委員会において、実施計画が第6条に定める認定基準の各号のいずれにも適合すると認められたものについて、認定申請者を新事業分野開拓事業者（以下「認定事業者」という。）に認定する。

(実施計画の認定基準)

第6条 認定基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施計画に沿って生産又は提供され、県の機関で用途が見込まれる商品（以下「当該商品」という。）であること
- (2) 当該商品が既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別の範疇に属するものであること
- (3) 当該商品が販売を開始してから概ね5年以内であること
- (4) 当該商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (5) 当該商品の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること
- (6) 実施計画が公序良俗に反しないこと
- (7) 実施計画が関係法令に違反しないこと
- (8) 認定事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと

(認定期間)

第7条 認定の有効期間は認定日から起算して3年間とする。

2 知事は前項の規定にかかわらず、新商品の評価を踏まえ、事業者の申請に基づき、有効期間を2年以内の期間を定めて延長することができる。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、認定事業者が第6条の認定基準を満たさなくなったと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

(報告)

第8条の2 認定事業者は、実施計画の実施状況について、別に定める日までに知事に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の実施状況について、報告又は関係書類の提出を求めることができる。

3 認定事業者は、認定期間の経過した後において、知事から報告の求めがあった場合には、これに協力するものとする。

(公表)

第9条 県は第5条の規定により認定したときは、認定事業者の名称、住所、新商品の名称、新商品の特性を公表するものとする。

(新商品の評価)

第10条 県は調達した新商品の品質及び性能について、使用評価を行い、評価結果を事業者に通知するものとする。

(県の責務)

第11条 県は商品調達において、認定事業者が生産又は提供する新商品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。

2 県は認定事業者の新商品に関する適切な情報提供及び広報活動に努めるものとする。

(庶務)

第12条 この要綱の施行に関する庶務は、産業労働部産業政策課が処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年10月27日から施行する。

2 この要綱の施行日において、旧要綱第5条の認定を受け、旧要綱第7条に定める期間が満了していない認定事業者の認定の有効期間は、認定日から起算して3年とする。

3 前項に定める者の認定の有効期間の延長は、この要綱の第7条第2項を適用する。

付 則

この要綱は、平成２２年６月３０日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２７年６月１７日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。